

美祢市公式キャラクター「ミネドン」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美祢市公式キャラクター「ミネドン」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 公的機関・団体、教育機関及び企業とする。

(貸出方法)

第3条 着ぐるみの借り受けを希望するもの(以下「借用者」という。)は、「ミネドン」着ぐるみ借用申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は前項による申請が適当と認めるときは、借用者に対し着ぐるみを貸し出すとともに、貸出台帳により管理するものとする。

なお、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。

3 借用者は、原則として、着ぐるみを貸出担当課にて直接受け取り、直接返却するものとする。やむを得ず、業者等に運搬を依頼する場合、その費用はすべて借用者の負担とする。

4 貸出に伴う搬入及び搬出は、借用者が行うものとする。

(貸出の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認するものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

(1) 美祢市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。

(2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。

(5) 美祢市暴力団排除条例(平成23年条例第25号)第2条の規定による暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき。

(6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。

(7) キャラクターのイメージを損なうと認められるとき。

(8) この使用要領の規定に従わないおそれがあるとき。

(9) マニュアルに定められた正しい使用方法に従って使用しないとき。

(10) その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の承認は、「ミネドン」着ぐるみ借用申請書(別記様式第1号)に記載された担当者への連絡をもって行うものとする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料金)

第6条 貸出料金は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された目的及び用途のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着脱及び活動の際は、着ぐるみを破損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 着ぐるみを使用して営利目的の活動を行ってはならない。ただし、企業が社会貢献を目的として行う活動はこの限りでない。
- (5) 着ぐるみの改変等はしないこと。
- (6) 着ぐるみを個人的に使用してはならない。
- (7) 着ぐるみを第三者に転貸してはならない。
- (8) 着ぐるみの使用および使用後の手入れについて、マニュアルに基づき、適切に取り扱うこと。

(貸出の取消し)

第8条 市長は、借用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、「ミネドン」着ぐるみ貸出取消書(別記様式第2号)により貸出を取り消すことができる。

- (1) 借用者がこの要領に違反したとき、又は違反するおそれがあるとき。
 - (2) 借用者が偽りその他不正手段により貸出承認を受けたとき。
 - (3) 第4条第1項及び前条に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定により貸出を取り消された借用者は、直ちに着ぐるみを返却しなければならない。

(損害賠償)

第9条 借用者の故意又は過失により、着ぐるみを滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償させる場合がある。

- 2 着ぐるみを利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。
- 3 前条の規定により着ぐるみの貸出を取り消されたことにより生じた損害について、市長は一切責任を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月30日から施行する。